令和３年（2021年）３月23日

各　部　長　等　 様

総　務　部　長

　　　個人情報取扱事務委託基準等の改正等について（通知）

　この度、個人情報保護委員会からの指摘を受け、「個人情報取扱事務委託基準」の改正を行い、併せて「個人情報（特定個人情報含む）の取扱いに関する特記事項」の見直しを行いましたので、通知します。具体的な指摘の内容及び見直しの概要は下記のとおりとなります。

ついては、今後の契約において特定個人情報の取扱いを伴う委託契約を行う場合は、改正後の「個人情報取扱事務委託基準」を参照していただき、契約書には、別添の「個人情報（特定個人情報を含む）の取扱いに関する特記事項」を使用してくださいますようお願いします。

なお、特定個人情報を含まない従来の個人情報のみの取扱いを伴う委託契約の場合に使用する「個人情報の取扱いに関する特記事項」は、変更ありません。

記

１　個人情報保護委員会からの指摘

　　個人情報保護委員会からは、委託先（再委託先含む。）における特定個人情報の取扱状況を把握するために、定期的な報告を受けるよう指摘がありました。

特定個人情報の取扱いを伴う事務を委託する場合には、委託者は、当該事務において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第11条）

この必要かつ適切な監督を行うためには、委託先における特定個人情報の取扱状況を把握する必要があり、再委託契約を行った場合も同様となります。（「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」※）

　※「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」21、22ページ

https://www.ppc.go.jp/legal/policy/

２　見直しの概要（個人情報（特定個人情報含む）の取扱いに関する特記事項）

(1)　資料等の消去に係る報告に関する規定の見直し（第８条関係）

(2)　再受託者への義務に関する規定の追加（第９条関係）

(3)　受託者からの定期報告に関する規定の追加（第10条関係）

(4)　再受託者への立入調査等に関する規定の追加（第11条関係）

(5)　再受託者からの事故発生時等における報告に関する規定の追加（第12条関係）

事務担当　総務部総務課（市政情報コーナー）

情報公開係　藤井、木村　内線1569